

令和 8 年 3 月 4 日招集

第 1 回大子町議会定例会付議予定事件

付 議 予 定 事 件

1	大子町防災対応型観光交流施設の設置及び管理に関する条例……………	1 P
2	大子町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例……………	2 P
3	大子町観光物産館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例……………	3 P
4	大子広域公園オートキャンプ場の管理に関する条例の一部を改正する条例……………	5 P
5	大子町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例……………	8 P
6	大子町営墓地の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例……………	10 P
7	大子町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例……………	12 P
8	大子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例……………	17 P
9	大子町火災予防条例の一部を改正する条例……………	24 P
10	湯の里公園の設置及び管理に関する条例を廃止する条例……………	28 P
11	大子町過疎地域持続的発展計画の変更について……………	29 P
12	町道路線の認定について……………	35 P
13	奥久慈茶の里公園の指定管理者の指定について……………	38 P
14	大子町営宿泊施設福寿荘の指定管理者の指定について……………	39 P
15	大子町固定資産評価審査委員会委員の選任について……………	40 P
16	人権擁護委員候補者の推薦について……………	41 P
17	人権擁護委員候補者の推薦について……………	42 P
18	人権擁護委員候補者の推薦について……………	43 P
19	令和7年度大子町一般会計補正予算(第11号)……………	44 P
20	令和7年度大子町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)……………	54 P
21	令和7年度大子町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)……………	55 P
22	令和7年度大子町介護保険特別会計補正予算(第4号)……………	56 P

23	令和7年度大子町介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）……………	57 P
24	令和7年度大子町水道事業会計補正予算（第6号）……………	58 P
25	令和8年度大子町一般会計予算……………	} 61 P
26	令和8年度大子町国民健康保険事業特別会計予算……………	
27	令和8年度大子町後期高齢者医療特別会計予算……………	
28	令和8年度大子町介護保険特別会計予算……………	
29	令和8年度大子町介護サービス事業特別会計予算……………	
30	令和8年度大子町浄化槽整備事業会計予算……………	
31	令和8年度大子町水道事業会計予算……………	

○大子町防災対応型観光交流施設の設置及び管理に関する条例

【制定の理由】

建設中の大子町防災対応型観光交流施設、(仮称) まちなか防災スクウェアの完成を来年度に予定しており、指定管理者募集、テナント事業者建物使用許可等の手続き及び完成後の維持管理にあたり必要となるため制定するものです。

【制定の概要】

指定管理者の事務、居室・設備等の使用許可手続き、施設の管理・運営に必要な内容を定める。

なお、(仮称) まちなか防災スクウェアについては大子町防災対応型観光交流施設の附帯設備という位置づけのため条例名は「大子町防災対応型観光交流施設の設置及び管理に関する条例」とする。

【施行期日】

公布の日から起算して7月を超えない範囲内において町規則で定める日（準備行為については公布の日）

○大子町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

【制定の理由】

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）の施行により、新たに位置付けられた「乳児等通園支援事業」を実施するにあたり、乳児等支援給付費の支給対象となる事業者であることを町が確認するために必要な「特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準」について、国の基準に準拠して定めるものです。

【制定の概要】

本条例は、特定乳児等通園支援事業を実施する事業者が遵守すべき運営に関する基準を定めるものです。

- 1 事業の適正な運営を確保するため、事業者が定めるべき事項
一月あたりの利用定員に関すること（第4条）
- 2 利用にあたっての適切な対応
 - (1) 最初の利用に際して保護者との面談を行い、子ども等の心身の状況等を把握するとともに運営規定の概要等、重要事項の説明を行い保護者の同意を得ること（第5条）
 - (2) 正当な理由のなくサービス提供を拒んではならないこと（第6条）
- 3 運営体制の確保
必要な職員の配置及び勤務体制を確保すること（第21条）
- 4 児童の権利擁護及び安全確保
 - (1) 虐待等の禁止（第25条）
 - (2) 事故発生の防止に努めるとともに、事故発生時の対応を整備すること（第31条）

【施行期日】

令和8年4月1日

○大子町観光物産館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

【改正の理由】

道の駅北側に整備するドッグラン等を大子町観光物産館の設置及び管理に関する条例により一括管理するため、条例の一部を改正するものです。

【改正の概要】

現在の条例にて大子町観光物産館を構成する設備としてドッグラン及び多目的駐車場を追加する。

【施行期日】

公布の日から起算して6月を超えない範囲内において町規則で定める日

(新旧対照条文 参照)

大子町観光物産館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照条文 (下線部分は、改正部分)

○大子町観光物産館の設置及び管理に関する条例 (平成9年大子町条例第20号)

改 正 案	現 行								
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、大子町観光物産館(以下「施設」という。)の設置及び管理に関し必要な事項を定め、産業及び観光の振興と道路利用者に地域情報等と憩いの場を提供することを目的とする。</p> <p>(名称、位置及び構成)</p> <p>第2条 施設 _____ の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">名称</th> <th style="width: 80%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大子町観光物産館</td> <td>大子町大字池田2830番地1</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 施設の構成は、次のとおりとする。</p> <p>(1) レストラン</p> <p>(2) 物販スペース</p> <p>(3) 研修室</p> <p>(4) ギャラリー</p> <p>(5) 浴場</p> <p>(6) ドッグラン</p> <p>(7) 多目的駐車場</p> <p>(8) その他附帯施設</p> <p>(管理)</p> <p>第3条 施設 _____ は、常に良好な状態において管理し、最も効果的な運用をしなければならない。</p> <p>(利用の制限)</p> <p>第9条 指定管理者は、施設を利用しようとする者又は利用する者が次の各号の一に該当するときは、利用を拒否し、又は退去を命ずることができる。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 浴場の使用に当たり公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第4条及び第5条に該当するとき。</p> <p>(4) (略)</p>	名称	位置	大子町観光物産館	大子町大字池田2830番地1	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、大子町観光物産館 _____ の設置及び管理に関し必要な事項を定め、産業及び観光の振興と道路利用者に地域情報等と憩いの場を提供することを目的とする。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 大子町観光物産館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">名称</th> <th style="width: 80%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大子町観光物産館</td> <td>大子町大字池田2830番地1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(新設)</p> <p>(管理)</p> <p>第3条 大子町観光物産館(以下、「施設」という。)は、常に良好な状態において管理し、最も効果的な運用をしなければならない。</p> <p>(利用の制限)</p> <p>第9条 指定管理者は、施設を利用しようとする者又は利用する者が次の各号の一に該当するときは、利用を拒否し、又は退去を命ずることができる。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) _____ 公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第4条及び第5条に該当するとき。</p> <p>(4) (略)</p>	名称	位置	大子町観光物産館	大子町大字池田2830番地1
名称	位置								
大子町観光物産館	大子町大字池田2830番地1								
名称	位置								
大子町観光物産館	大子町大字池田2830番地1								

○大子広域公園オートキャンプ場の管理に関する条例の一部を改正する条例

【改正の理由】

大子広域公園オートキャンプ場内に新たにアクティビティ施設が新設されることにより、施設使用料を設定するため、条例の一部を改正するものです。

【改正の概要】

使用料（第4条関係）

アクティビティ施設	宿泊利用者 1プログラム当たり	1,000円
	その他利用者 1プログラム当たり	1,500円

備考

5 「宿泊利用者」とは、宿泊日当日または、翌日にアクティビティ施設を利用する者をいう。

6 「その他利用者」とは、宿泊をせずにアクティビティ施設を利用とする者をいう。

【施行期日】

公布の日から起算して6月を超えない範囲内において町規則で定める日

(新旧対照条文 参照)

大子広域公園オートキャンプ場の管理に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照条文 (下線部分は、改正部分)

○大子広域公園オートキャンプ場の管理に関する条例 (平成13年大子町条例第22号)

改 正 案					現 行						
別表 (第4条関係) 施設の使用料					別表 (第4条関係) 施設の使用料						
施設名		区分		料金		施設名		区分		料金	
テントサイト	個別サイト	1面	—	6,700円 (冬期泊)	日帰りについては、半額とする。	テントサイト	個別サイト	1面	—	6,700円 (冬期泊)	日帰りについては、半額とする。
	フリーサイト	1張	に	4,200円 (冬期)			3,200円)	フリーサイト	1張	に	
キャンピングカーサイト		1面	き	7,700円 (冬期)	6,700円)	キャンピングカーサイト		1面	き	7,700円 (冬期)	6,700円)
常設トレーラー		1台 (4人まで)		21,000円	超過料金1人につき2,500円	常設トレーラー		1台 (4人まで)		21,000円	超過料金1人につき2,500円
キャビン	家族タイプ	1棟 (4人まで)		20,000円	超過料金1人につき2,500円	キャビン	家族タイプ	1棟 (4人まで)		20,000円	超過料金1人につき2,500円
	グループタイプ	1棟 (8人まで)		30,000円	超過料金1人につき2,500円		グループタイプ	1棟 (8人まで)		30,000円	超過料金1人につき2,500円
研修室		1時間当たり		1,300円	1時間増すごとに1,300円	研修室		1時間当たり		1,300円	1時間増すごとに1,300円
センターハウス浴室		大人		600円		センターハウス浴室		大人		600円	
		子供		400円				子供		400円	
アクティビティ施設		宿泊利用者		1,000円		アクティビティ施設		宿泊利用者		1,000円	
		1プログラム当たり						1プログラム当たり			

	その他利用者 1プログラム当 たり	1,500円	
備考 1 「冬期」とは、12月1日から翌年3月31日までの期間をいう。ただし、12月29日から翌年1月3日までの期間を除く。 2 「大人」とは、小学校の児童を除く12歳以上の者をいう。 3 「子供」とは、小学校の児童をいう。 4 センターハウス浴室の利用は、原則として施設利用者に限る。 5 「宿泊利用者」とは、宿泊日当日又は、翌日にアクティビティ施設を利用する者をいう。 6 「その他利用者」とは、宿泊をせずにアクティビティ施設を利用する者をいう。			備考 1 「冬期」とは、12月1日から翌年3月31日までの期間をいう。ただし、12月29日から翌年1月3日までの期間を除く。 2 「大人」とは、小学校の児童を除く12歳以上の者をいう。 3 「子供」とは、小学校の児童をいう。 4 センターハウス浴室の利用は、原則として施設利用者に限る。

○大子町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

【改正の理由】

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）の施行により、新たに位置付けられた「乳児等通園支援事業」を実施するにあたり、事業所の利用定員の設定に関し、審議会等の意見を聴くこととされたことから、大子町子ども・子育て会議の所掌事務に、乳児等通園支援事業の利用定員の設定に関することを追加するため条例の一部を改正するものです。

また、会議の庶務を行う課の名称が変更されていないことから、健康こども政策課へ変更するものです。

【改正の概要】

第2条中第2号の次に、次の1号を加える。

(3) 乳児等通園支援事業の利用定員の設定に関すること。

第7条中「福祉課」を「健康こども政策課」と改める。

【施行期日】

令和8年4月1日（ただし、第7条の規定は、令和7年4月1日から適用する。）

（新旧対照条文 参照）

大子町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例 新旧対照条文 (下線部分は、改正部分)

○大子町子ども・子育て会議条例(平成25年大子町条例第42号)

改 正 案	現 行
<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 子育て会議は、次に掲げる事務を所掌する。</p> <p>(1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関すること。</p> <p>(2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること。</p> <p><u>(3) 乳児等通園支援事業の利用定員の設定に関すること。</u></p> <p><u>(4) 子ども・子育て支援事業計画の策定又は変更に関すること。</u></p> <p><u>(5) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に係る調査審議に関すること。</u></p> <p><u>(6) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第8条第3項に規定する事項の調査審議に関すること。</u></p> <p><u>(7) 茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年茨城県条例第44号)第2条の規定に基づき、町が処理することとされた同条の表7の3の項に規定する児童福祉法及び児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)に基づく事務に関し必要な事項の調査審議に関すること。</u></p> <p>(庶務)</p> <p>第7条 子育て会議の庶務は、<u>健康こども政策課</u>において処理する。</p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 子育て会議は、次に掲げる事務を所掌する。</p> <p>(1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関すること。</p> <p>(2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(3) 子ども・子育て支援事業計画の策定又は変更に関すること。</u></p> <p><u>(4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に係る調査審議に関すること。</u></p> <p><u>(5) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第8条第3項に規定する事項の調査審議に関すること。</u></p> <p><u>(6) 茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年茨城県条例第44号)第2条の規定に基づき、町が処理することとされた同条の表7の3の項に規定する児童福祉法及び児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)に基づく事務に関し必要な事項の調査審議に関すること。</u></p> <p>(庶務)</p> <p>第7条 子育て会議の庶務は、<u>福祉課</u>において処理する。</p>

○大子町営墓地の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

【改正の理由】

町営町付墓地において、町付霊園自治会が令和7年度末で解散することから、令和8年度から町が霊園管理をし、墓地管理料を徴収するため条例の一部を改正するものです。

【改正の概要】

1 名称の変更（第2条、第3条、第8条、第11条、第14条、第15条関係）

「町付墓地」を「町付霊園」に改める。

2 管理料（第15条）

管理料の納付対象に、町付霊園の利用者を追加する。

【施行期日】

令和8年4月1日

(新旧対照条文 参照)

大子町営墓地の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照条文 (下線部分は、改正部分)

○大子町営墓地の設置及び管理に関する条例(昭和43年大子町条例第40号)

改 正 案	現 行																								
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 墓地の名称及び位置は、次表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">町付霊園</td> <td style="text-align: center;">大子町大字町付2346番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>(墓地の区画面積)</p> <p>第3条 墓地の区画面積は、次表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">町付霊園</td> <td style="text-align: center;">おおむね10平方メートル</td> </tr> </tbody> </table> <p>(死体埋葬の禁止)</p> <p>第8条 池田墓地(改葬墓地を除く。)、小生瀬墓地、頃藤墓地、<u>町付霊園</u>、奉行平霊園、奉行平第二霊園、北田気霊園(改葬墓地を除く。)及び川山霊園については、死体を埋葬してはならない。</p> <p>(墓地の管理)</p> <p>第11条 墓地の管理は、利用者が行うものとする。ただし、奉行平霊園、奉行平第二霊園、北田気霊園、<u>川山霊園及び町付霊園</u>の区画以外の区域に係る管理は、町が行うものとする。</p> <p>(使用料)</p> <p>第14条 利用者は、次表に定める使用料を納付しなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">町付霊園</td> <td style="text-align: center;">25,460円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(管理料)</p> <p>第15条 奉行平霊園、奉行平第二霊園、北田気霊園、<u>川山霊園及び町付霊園</u>の利用者は、墓地の区画以外の区域に係る管理に要する費用として、町規則で定める管理料を納付しなければならない。</p>	名称	位置	町付霊園	大子町大字町付2346番地	名称	面積	町付霊園	おおむね10平方メートル	名称	使用料	町付霊園	25,460円	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 墓地の名称及び位置は、次表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">町付墓地</td> <td style="text-align: center;">大子町大字町付2346番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>(墓地の区画面積)</p> <p>第3条 墓地の区画面積は、次表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">町付墓地</td> <td style="text-align: center;">おおむね10平方メートル</td> </tr> </tbody> </table> <p>(死体埋葬の禁止)</p> <p>第8条 池田墓地(改葬墓地を除く。)、小生瀬墓地、頃藤墓地、<u>町付墓地</u>、奉行平霊園、奉行平第二霊園、北田気霊園(改葬墓地を除く。)及び川山霊園については、死体を埋葬してはならない。</p> <p>(墓地の管理)</p> <p>第11条 墓地の管理は、利用者が行うものとする。ただし、奉行平霊園、奉行平第二霊園、北田気霊園及び<u>川山霊園</u>の区画以外の区域に係る管理は、町が行うものとする。</p> <p>(使用料)</p> <p>第14条 利用者は、次表に定める使用料を納付しなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">町付墓地</td> <td style="text-align: center;">25,460円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(管理料)</p> <p>第15条 奉行平霊園、奉行平第二霊園、北田気霊園及び<u>川山霊園</u>の利用者は、墓地の区画以外の区域に係る管理に要する費用として、町規則で定める管理料を納付しなければならない。</p>	名称	位置	町付墓地	大子町大字町付2346番地	名称	面積	町付墓地	おおむね10平方メートル	名称	使用料	町付墓地	25,460円
名称	位置																								
町付霊園	大子町大字町付2346番地																								
名称	面積																								
町付霊園	おおむね10平方メートル																								
名称	使用料																								
町付霊園	25,460円																								
名称	位置																								
町付墓地	大子町大字町付2346番地																								
名称	面積																								
町付墓地	おおむね10平方メートル																								
名称	使用料																								
町付墓地	25,460円																								

○大子町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例

【改正の理由】

令和7年度税制改正により、「特定親族特別控除」が新設されたことに伴い、ひとり親・重度心身障害者等医療福祉費が所得制限の算定に準用している政令等の改正が行われたことから条例の一部を改正するものです。

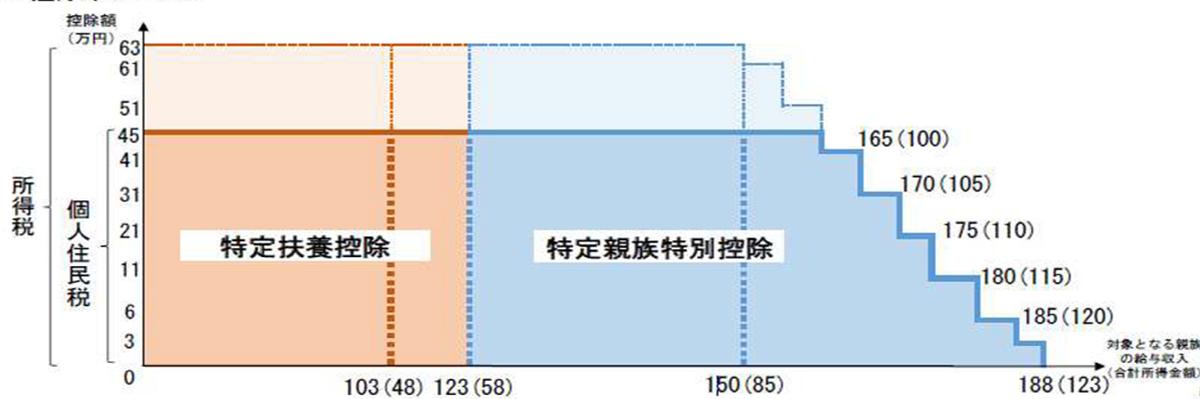
【改正の概要】

1 令和7年度税制改正によるもの

令和7年度税制改正で、19歳から22歳までの世代に対する新たな控除「特定親族特別控除」が新設されたことに伴い、ひとり親・重度心身障害者等マル福が所得制限の算定に準用している政令等が税制改正の内容を反映（小児・妊産婦マル福については、準用政令等の改正はなし）

これに伴い、ひとり親・重度心身障害者等マル福においても、新たな控除を反映させるよう改正を行うもの

<控除イメージ>



(参考) 新設した「特定親族特別控除[※]」のイメージ図（青色で着色された箇所）

※ 19歳～22歳の大学生年代の子等の所得が58万円を超えた場合（上限123万円）でも親等が控除を受けられる制度を新設（控除額は所得額に応じて段階的に減額）

2 個人番号カード（マイナンバーカード）による受給者証のオンライン資格確認によるもの

現在、国主導で進められている公費負担医療や医療費助成等の地単公費助成制度におけるマイナンバーカードによるオンライン資格確認の制度化に対応し、条例施行規則準

則に文言追加

※ 県内市町村において令和8年4月以降に順次開始

【施行期日】

令和8年4月1日

(新旧対照条文 参照)

大子町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照条文 (下線部分は、改正部分)

○大子町医療福祉費支給に関する条例 (昭和51年大子町条例第45号)

改 正 案	現 行
<p>(対象者)</p> <p>第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者 (以下「対象者」という。) は、大子町の区域内に住所を有する者で、国民健康保険法 (昭和33年法律第192号)、高齢者の医療の確保に関する法律又は町規則で定める社会保険各法 (以下「<u>医療保険各法</u>」という。) の規定により、医療に関する給付を受けることができる者 (大子町の区域外に住所を有する者で、国民健康保険法第116条及び第116条の2の規定により大子町に住所を有するとみなされる国民健康保険の被保険者となる者並びに高齢者の医療の確保に関する法律第55条及び同法第55条の2の規定により茨城県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者となる者であって、かつ、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令 (平成19年政令第325号) 第9条の規定により大子町がその保険料を徴収する被保険者を含み国民健康保険法第116条及び第116条の2の規定により大子町以外の市区町村に住所を有するとみなされる国民健康保険の被保険者となる者を除く。) のうち、前条各号のいずれかに該当する者とする。ただし、生活保護法 (昭和25年法律第144号) による保護を受けている者を除くものとする。</p> <p>(医療福祉費の支給)</p> <p>第4条 町長は、対象者の疾病又は負傷 (対象者が妊産婦である場合にあつては、妊娠の継続又は安全な出産のために治療が必要となる疾病又は負傷に限る。以下同じ。) について<u>医療保険各法</u>の規定による医療に関する給付 (入院時食事療養費及び入院時生活療養費を除く。以下同じ。) が行われた場合において、その給付の額 (これらの法律の規定により、一部負担金の納付が定められている場合は、当該一部負担金に相当する額を控除した額とし、高額療養費が支給されることとなる場合は、当該支給されるべき額に相当する額を加えた額とし、付加給付が行われた場合は、当該付加給付額に相当する額を加えた額とする。) が当該医療に要する費用の額に満たないときは、町規則で定める手続に従い、その者に対し、その満たない額に相当する額を医療福祉費として支給する。この場合において、当該疾病又は負傷について児童福祉法その他の法令の規定により医療に関する給付が行われるときは、その給付の額 (<u>医療保険各法</u>による被保険者、組合員、加入者又はその被扶養者が負担すべき額を控除した額とする。) を控除した額を医療福祉費として支給するものとする。</p>	<p>(対象者)</p> <p>第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者 (以下「対象者」という。) は、大子町の区域内に住所を有する者で、国民健康保険法 (昭和33年法律第192号)、高齢者の医療の確保に関する法律又は町規則で定める社会保険各法 (以下「<u>社会保険各法</u>」という。) の規定により、医療に関する給付を受けることができる者 (大子町の区域外に住所を有する者で、国民健康保険法第116条及び第116条の2の規定により大子町に住所を有するとみなされる国民健康保険の被保険者となる者並びに高齢者の医療の確保に関する法律第55条及び同法第55条の2の規定により茨城県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者となる者であって、かつ、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令 (平成19年政令第325号) 第9条の規定により大子町がその保険料を徴収する被保険者を含み国民健康保険法第116条及び第116条の2の規定により大子町以外の市区町村に住所を有するとみなされる国民健康保険の被保険者となる者を除く。) のうち、前条各号のいずれかに該当する者とする。ただし、生活保護法 (昭和25年法律第144号) による保護を受けている者を除くものとする。</p> <p>(医療福祉費の支給)</p> <p>第4条 町長は、対象者の疾病又は負傷 (対象者が妊産婦である場合にあつては、妊娠の継続又は安全な出産のために治療が必要となる疾病又は負傷に限る。以下同じ。) について<u>国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律又は社会保険各法</u>の規定による医療に関する給付 (入院時食事療養費及び入院時生活療養費を除く。以下同じ。) が行われた場合において、その給付の額 (これらの法律の規定により、一部負担金の納付が定められている場合は、当該一部負担金に相当する額を控除した額とし、高額療養費が支給されることとなる場合は、当該支給されるべき額に相当する額を加えた額とし、付加給付が行われた場合は、当該付加給付額に相当する額を加えた額とする。) が当該医療に要する費用の額に満たないときは、町規則で定める手続に従い、その者に対し、その満たない額に相当する額を医療福祉費として支給する。この場合において、当該疾病又は負傷について児童福祉法その他の法令の規定により医療に関する給付が行われるときは、その給付の額 (<u>国民健康保険法による被保険者又は社会保険各法による被保険者、組合員若しくは</u> <u>その被扶養者が負担すべき額を控除した額とする。</u>) を控除した額を医療福祉費として支給するものとする。</p>

第2項第1号に掲げる税を含む。以下同じ。）についての同法その他の市町村民税に関する法令の規定による非課税所得以外とし、所得の額の計算方法は、規則で定める。

3 (略)

第5項において準用する同条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項において準用する同条第1項に規定する課税長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項において準用する同条第1項に規定する課税短期譲渡所得の金額並びに同法附則第35条の4第4項において準用する同条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項において準用する同条第1項の規定の適用がある場合は、その適用後の金額）の合計額とする。ただし、前項第1号に規定する経過措置政令第46条第4項に定める額の算出に当たっての所得の範囲及び計算方法は、国民年金法施行令第6条及び第6条の2の規定並びに経過措置政令第46条第7項の規定の例によるものとし、前項第2号に規定する旧特別児童扶養手当法施行令第2条第1項に定める額及び旧特別児童扶養手当法施行令第2条第2項に定める額の算出に当たっての所得の範囲及び計算方法は、旧特別児童扶養手当法施行令第5条の規定の例による。

3 (略)

○大子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

【改正の理由】

国が策定した「こども未来戦略」において、「こども・子育て支援加速化プラン」が取りまとめられ、少子化対策の抜本的強化に当たり、少子化対策に受益を有す全世代・全経済主体が、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連携の仕組みとして、医療保険の保険料とあわせて拠出する子ども・子育て支援金制度が令和8年度から創設されることから、新たに支援納付金を徴収するため、保険税の賦課方法を変更するため条例の一部を改正するものです。

【改正の概要】

(第2条、第9条の2～4、第23条関係)

現行課税(医療分、後期分、介護分)に「子ども・子育て支援納付金分」及び「子ども・子育て支援納付金分の18歳以上被保険者均等割額」を追加するものです。

【施行期日】

令和8年4月1日

(新旧対照条文 参照)

大子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 新旧対照条文 (下線部分は、改正部分)

○大子町国民健康保険税条例 (昭和33年大子町条例第3号)

改 正 案	現 行
<p>(課税額)</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額 (国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用 (国民健康保険法 (昭和33年法律第192号) の規定による国民健康保険事業費納付金 (以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。) の納付に要する費用のうち、茨城県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律 (昭和57年法律第80号) の規定による後期高齢者支援金等 (以下この条において「後期高齢者支援金等」という。) <u>介護保険法 (平成9年法律第123号) の規定による納付金 (以下この条において「介護納付金」という。) 及び子ども・子育て支援法 (平成24年法律第65号) の規定による子ども・子育て支援納付金 (以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。)</u> の納付に要する費用に充てる部分を除く。) に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>子ども・子育て支援納付金課税額 (国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用 (茨城県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。) に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)</u></p> <p>2～4 (略)</p> <p><u>(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)</u> 第9条の2 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.28を乗じて算定する。</p> <p><u>(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)</u> 第9条の3 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,600円と</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額 (国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用 (国民健康保険法 (昭和33年法律第192号) の規定による国民健康保険事業費納付金 (以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。) の納付に要する費用のうち、茨城県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律 (昭和57年法律第80号) の規定による後期高齢者支援金等 (以下この条において「後期高齢者支援金等」という。) <u>及び介護保険法 (平成9年法律第123号) の規定による納付金 (以下この条において「介護納付金」という。)</u> _____ _____の納付に要する費用に充てる部分を除く。) に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>2～4 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第9条の4 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について100円とする。

附 則

3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の2及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の2及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(新設)

附 則

3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条、及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の2及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の2及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第23条第1項において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と「山林所得金額の合計額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の2及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第

法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、 及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、 及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第23条第1項において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と「山林所得金額の合計額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、 及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第

3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第23条第1項において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項と「山林所得金額の合計額()とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額()と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の2及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額()とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額()と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の2及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額()とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額()と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若

3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第23条第1項において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項と「山林所得金額の合計額()とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額()と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額()とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額()と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額()とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額()と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若

しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

○大子町火災予防条例の一部を改正する条例

【改正の理由】

近年のサウナブームを背景に、従来の浴場等の建物内に設置されていたサウナとは異なり、屋外等のテントやバレル（木樽）に放熱設備（サウナストーブ）を設置する事例が全国で増加しているが、現行のサウナ設備の基準は、浴場等の建物内に設置することを想定したものとなっており、こうした屋外等のテント等に設置される消費熱量が小さいサウナ設備（簡易サウナ設備）に適用される基準を定める必要性が生じているため、火災予防条例（例）の一部を改正することとした通知が発出されたことから、条例の一部を改正するものです。

【改正の概要】

サウナ設備に関する事項についての改正

【改正の内容】

（１）簡易サウナ設備関係（第 7 条の 2 第 1 項関係）

ア 簡易サウナ設備を次のとおり定義する。

（ア）テント型又はバレル型のもの

（イ）屋外その他の直接外気に接する場所に設けるもの

（ウ）薪又は電気を熱源とし、定格出力 6 キロワット以下のもの

イ 周囲の可燃物との離隔距離は、可燃物が許容最高温度（100℃）を超えない距離又は引火しない距離のいずれかが確保されていればよいこととする。

ウ 温度が異常に上昇した場合、直ちに熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とするものに限り、消火器の設置に代えることができることとする。

（２）一般サウナ設備関係（第 7 条の 3 関係）

簡易サウナ設備以外のサウナ設備を一般サウナ設備として定義する。

（３）火を使用する設備等の設置の届出（第 44 条関係）

簡易サウナ設備について、相対的に火災危険性が低いと考えられる個人が設けるものを除き、届出を要することとする。

(4) 住宅における火災の予防の推進（第29条の7関係）

住宅における火災の予防を推進するための施策に、感震ブレーカーの普及推進を明記する。

【施行期日】

令和8年3月31日

(新旧対照条文 参照)

大子町火災予防条例の一部を改正する条例 新旧対照条文 (下線部分は、改正部分)

○大子町火災予防条例(昭和37年大子町条例第11号)

改 正 案	現 行
<p>目次 第1章～第3章の2 (略) 第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等(第29条の2—第29条の7) <u>第3章の3 林野火災の予防(第29条の8・第29条の9)</u> 第4章～第7章 (略) (火災に関する警報の発令中における火の使用の制限) 第29条 火災に関する警報(法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。)が発せられた場合における火の使用については、次に定めるところによらなければならない。 (1)～(6) (略) <u>(削除)</u> <u>第3章の3 林野火災の予防</u> <u>(林野火災に関する注意報)</u> 第29条の8 町長は、気象の状況が山林、原野等における火災(以下「林野火災」という。)の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。 2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、町の区域内に在る者は、第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。 3 町長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。 <u>(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)</u> 第29条の9 町長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。 (屋外催しに係る防火管理) 第42条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに(当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあつては、防火担当責任者</p>	<p>目次 第1章～第3章 (略) 第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等(第29条の2—第29条の7) <u>(新設)</u> 第4章～第7章 (略) (火災に関する警報の発令中における火の使用の制限) 第29条 火災に関する警報_____が _____が発せられた場合における火の使用については、次に定めるところによらなければならない。 (1)～(6) (略) <u>(7) 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。</u> <u>(新設)</u> (屋外催しに係る防火管理) 第42条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに(当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあつては、防火担当責任者</p>

<p>を定めた後遅滞なく) 次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取扱う露店、屋台その他これらに類するもの(第45条第1項において「露店等」という。)及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)</p> <p>第45条 次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為(たき火を含む。)</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p><u>2 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。</u></p>	<p>を定めた後遅滞なく) 次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取扱う露店、屋台その他これらに類するもの(第45条_____において「露店等」という。)及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)</p> <p>第45条 次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為_____</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>
--	---

○湯の里公園の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

【廃止の理由】

防災道の駅の整備に伴い、当該公園の全部が整備の対象となることから、条例を廃止するものです。

【施行期日】

公布の日

○大子町過疎地域持続的発展計画の変更について

大子町過疎地域持続的発展計画に次の事業を追加すること、及び同計画を令和8年度から令和12年度までの5年間を計画期間とする次期計画に更新することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第10項において準用する同条第1項の規定により、町議会の議決を求めるものです。

1 現行計画（令和3年度から令和7年度まで）への事業の追加

【5 生活環境の整備】

(4) 火葬場

- ・火葬炉設備改修工事
- ・火葬棟待合室バリアフリー工事

※議決項目以外の事業

【5 生活環境の整備】

- ・水路整備事業（大子地内）

【6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進】

- ・保健センターエアコン更改工事
- ・大子福祉作業所空調機取付等工事

【8 教育の振興】

- ・だいが小学校電源改修
- ・生瀬小学校高圧施設更新
- ・下野宮郷集会所大会議室床修繕工事
- ・宮川コミュニティセンター改修工事

2 次期計画（令和8年度から令和12年度まで）への更新

(1) 策定方針 持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上を目的とする。第7次大子町総合計画、公共施設等総合管理計画及び第3期大子町総合戦略など各種計画との整合に留意する。

(2) 計画期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間

(3) 計画の概要

ア 基本的な事項

- ・町の概況
 - ・人口及び産業の推移と動向
 - ・行財政の状況
 - ・地域の持続的発展の基本方針
 - ・地域の持続的発展のための基本目標
 - ・計画の達成状況の評価に関する事項
 - ・計画期間
 - ・公共施設等総合管理計画との整合
- イ 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成
- ウ 産業の振興
- エ 地域における情報化
- オ 交通施設の整備、交通手段の確保
- カ 生活環境の整備
- キ 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進
- ク 医療の確保
- ケ 教育の振興
- コ 集落の整備
- サ 地域文化の振興等
- シ 再生可能エネルギーの利用の促進
- ス その他地域の持続的発展に関し必要な事項

- (4) 経過
- | | |
|---------|----------------------|
| 10月 6日 | 策定方針の決定 |
| 12月 18日 | 茨城県過疎地域持続的発展方針の決定 |
| 1月 29日 | |
| ～2月 10日 | パブリックコメント |
| 2月 | 茨城県との協議完了 |
| 3月 | 議会の議決、策定・公表、総務大臣への提出 |

(新旧対照表 参照)

変更前	変更後
<p>6 生活環境の整備</p> <p>(1) 現況と問題点 (略)</p> <p>(2) その対策 ア～ウ (略)</p> <p>エ 消防施設 (略)</p> <p>オ 公営住宅 (略)</p> <p>カ 排水施設 (略)</p> <p>キ 地域防災力の向上 (略)</p>	<p>6 生活環境の整備</p> <p>(1) 現況と問題点 (略)</p> <p>(2) その対策 ア～ウ (略)</p> <p>エ <u>火葬場</u> <u>施設の老朽化や利用動向を踏まえ、適切な施設の維持管理に努めます。</u></p> <p>オ 消防施設 (略)</p> <p>カ 公営住宅 (略)</p> <p>キ 排水施設 (略)</p> <p>ク 地域防災力の向上 (略)</p>

太子町過疎地域持続的発展計画（令和3年度～令和7年度） 新旧対照表

区 分	変更前				変更後				備 考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(3) 計 画				(3) 計 画				
	持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事 業 内 容	事業主体	持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事 業 内 容	事業主体	
6 子育て環境 の確保、高齢 者等の保健及 び福祉の向上 及び増進	(3)児童福祉施設 (7)市町村保健センター 及び母子健康包括支援セ ンター (8)過疎地域持続的発展 特別事業 (9)その他	(略)	町	6 子育て環境 の確保、高齢 者等の保健及 び福祉の向上 及び増進	(3)児童福祉施設 (7)市町村保健センター 及び母子健康包括支援セ ンター	(略)	町		
		太子町保健センター屋根塗装工事				太子町保健センター屋根塗装工事 <u>保健センターエアコン更改工事</u>	<u>町</u>	R8.2	
		(略)			(8)過疎地域持続的発展 特別事業	(略)			
		文化福祉会館出入口改修工事	町		(9)その他	文化福祉会館出入口改修工事	町		
		文化福祉会館屋根改修工事	町			文化福祉会館屋根改修工事	町		
		文化福祉会館照明器具（非常用照 明） LED化更新工事	町			文化福祉会館照明器具（非常用照 明） LED化更新工事	町		
						<u>太子福祉作業所空調機取付等工事</u>	<u>町</u>	R8.2	

大子町過疎地域持続的発展計画（令和3年度～令和7年度） 新旧対照表

区 分	変更前				変更後				備 考
8 教育の振興	(3) 計 画				(3) 計 画				
	持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事 業 内 容	事業主体	持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事 業 内 容	事業主体	
	8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 校舎 ↳ 給食施設 その他	(略) 上小川小学校防犯カメラ設置工事 防犯カメラ移設工事	町 町	8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 校舎 ↳ 給食施設 その他	(略) 上小川小学校防犯カメラ設置工事 防犯カメラ移設工事 <u>だいご小学校電源改修</u> <u>生瀬小学校高圧施設更新</u> 上金沢集会所環境整備 A=400㎡ 中央公民館内研修室等ドア修繕工事 生瀬コミュニティセンター駐車場舗 装及び改修工事 <u>下野宮郷集会所大会議室床修繕工事</u> <u>宮川コミュニティセンター改修工事</u>	町 町 町 町 町 町	R8.2 R8.2

○町道路線の認定について

次の町道路線を認定するため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、町議会の議決を求めるものです。

1 認定する路線

路線名	起	重要な経過地	図面 番号
	終		
町道3481号線	大子町大字南田気字上ノ原544番1		1
	大子町大字南田気字上ノ原521番6		
町道3482号線	大子町大字南田気字上ノ原560番3		2
	大子町大字南田気字上ノ原603番3		

2 認定する事由

この路線は、一般国道118号袋田バイパス工事完了に伴い、新たに完成した町道を引受けるため、認定するものです。

○奥久慈茶の里公園の指定管理者の指定について

奥久慈茶の里公園に係る指定管理者の指定期間が満了することに伴い、引き続き当該指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、町議会の議決を求めるものです。

1 指定管理者に管理を行わせる施設

- (1) 所在地 大子町大字左貫1920番地
- (2) 名称 奥久慈茶の里公園

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 大子町大字左貫1920番地
- (2) 名称 茶の里公園組合
- (3) 代表者 理事長 菊池富雄

3 指定する期間

令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

4 指定管理者の指定理由

当該公の施設の適正な管理並びに住民の健康増進及び観光客の誘致について、効果的に達成することが認められるため

○大子町営宿泊施設福寿荘の指定管理者の指定について

大子町営宿泊施設福寿荘に係る指定管理者の指定期間が満了することに伴い、引き続き当該施設の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、町議会の議決を求めるものです。

なお、指定管理者募集要項を制定し令和7年12月に募集し当該事業者1者から提案があったものです。また、当該施設は現在、宿泊事業を休業しておりますが再開に向けた準備期間として令和8年4月1日から約4か月程度の休館期間を設ける予定です。

1 指定管理者に管理を行わせる施設

- (1) 所在地 大子町大字池田2694番地1
- (2) 名称 大子町営宿泊施設福寿荘

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 東京都杉並区方南二丁目23番1号長森ビル
- (2) 名称 株式会社湘南リゾート
- (3) 代表者 代表取締役 上村 栄治

3 指定する期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

4 指定管理者の指定理由

当該公の施設の適正な管理及び地域の振興等について、効果的に達成することが認められるため

○大子町固定資産評価審査委員会委員の選任について

大子町固定資産評価審査委員会委員の石井良二氏が、令和8年3月28日で任期満了となりますので、同氏を引き続き選任しようとするものです。同氏は、人格が高潔で、固定資産の評価について識見を有し、適任と認められますので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、町議会の同意を求めるものです。

【大子町固定資産評価審査委員会委員】

住 所



氏 名

石 井 良 二
いし い りょう じ

生年月日

 (79歳)

任 期

3年（令和8年3月29日から令和11年3月28日まで）
5期目

経 歴

年 月	事 項
	
	
	
	
	
	
	

○人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員の麻生弘氏が、令和8年6月30日で任期満了となりますので、その後任の候補者として山崎仙一氏を推薦しようとするものです。同氏は、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解があり、適任と認められますので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、町議会の意見を求めるものです。

【人権擁護委員候補者】

住 所

[Redacted]

氏 名

やま ざき せん いち
山 崎 仙 一

生年月日

[Redacted] (62歳)

任 期

3年（令和8年7月1日から令和11年6月30日まで）

1期目

経 歴

年	月	事 項
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]

○人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員の鈴木翼氏が、令和8年6月30日で任期満了となりますので、その後任の候補者として國谷康夫氏を推薦しようとするものです。同氏は、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解があり、適任と認められますので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、町議会の意見を求めるものです。

【人権擁護委員候補者】

住 所

[Redacted]

氏 名

くに や やす お
國 谷 康 夫

生年月日

[Redacted] (63歳)

任 期

3年（令和8年7月1日から令和11年6月30日まで）

1期目

経 歴

年 月	事 項
[Redacted]	[Redacted]

○令和7年度大子町一般会計補正予算（第11号）

【主な歳出】

（歳入歳出予算の補正）

（単位：千円）

歳 出		歳 入				付 記	
補正額のうち主な項目	金 額	特 定 財 源					一般財源
		国庫 支出金	県支 出 金	地方債	その他 (費目)		
1 退職手当特別負担金	27,000					27,000	退職見込みの職員（7人）に係る退職手当特別負担金を計上するもの。
現計額	0					0	
補正額	27,000					27,000	
補正後	27,000					27,000	
2 戸籍附票システム改修業務委託料	1,848	1,848				0	住民基本台帳法施行令の改正に伴い、戸籍の附票の記載事項に「旧氏」及び「旧氏の振り仮名」が追加されるに当たり、戸籍附票システムについて必要な改修を行うもの。
現計額	0	0				0	
補正額	1,848	1,848				0	
補正後	1,848	1,848				0	
3 コンビニ交付システム改修業務委託料	1,078	1,078				0	住民基本台帳法施行令の改正に伴い、戸籍の附票の記載事項に「旧氏」及び「旧氏の振り仮名」が追加されるに当たり、コンビニ交付システムについて必要な改修を行うもの。
現計額	0	0				0	
補正額	1,078	1,078				0	
補正後	1,078	1,078				0	
4 障害福祉サービス給付費扶助	20,000	10,000	5,000			5,000	障害福祉サービス給付費について、当初の想定を上回る利用が見込まれるとして12月定例会で増額補正（420,000千円→492,800千円）したところであるが、今般、事業実績見込みの精査に伴いさらなる給付費の増加が見込まれることから再度増額するもの。 ○負担割合 国1/2、県1/4、町1/4
現計額	492,800	246,400	123,200			123,200	
補正額	20,000	10,000	5,000			5,000	
補正後	512,800	256,400	128,200			128,200	
5 障害児通所支援事業扶助	4,000	2,000	1,000			1,000	障害児通所支援事業費について、当初の想定を上回る利用が見込まれるとして12月定例会で増額補正（15,000千円→24,600千円）したところであるが、今般、事業実績見込みの精査に伴いさらなる給付費の増加が見込まれることから再度増額するもの。 ○負担割合 国1/2、県1/4、町1/4
現計額	24,600	12,300	6,150			6,150	
補正額	4,000	2,000	1,000			1,000	
補正後	28,600	14,300	7,150			7,150	

歳 出		歳 入					付 記
補正額のうち主な項目	金 額	特 定 財 源				一般財源	
		国庫 支出金	県支 出金	地方債	その他 (費目)		
6 保育児童委託料	△ 12,000	△ 6,721	△ 3,502			△ 1,777	いけだ保育園で実施している保育児童事業について、事業費の精査により不用が見込まれる分を減額するもの。 ○児童数(月平均) R7 102人(見込み) R6 117人
現計額	137,588	62,314	32,964			42,310	
補正額	△ 12,000	△ 6,721	△ 3,502			△ 1,777	
補正後	125,588	55,593	29,462			40,533	
7 児童手当給付金	△ 12,880	△ 8,587	△ 2,147			△ 2,146	児童手当給付金について、事業費を精査した結果、不用が見込まれる分を減額するもの。 ○実績 R7 170,000千円(見込み) R6 132,400千円 R5 120,820千円 ※R6年10月から制度拡充
現計額	182,880	121,920	30,480			30,480	
補正額	△ 12,880	△ 8,587	△ 2,147			△ 2,146	
補正後	170,000	113,333	28,333			28,334	
8 保健センターエアコン更改工事	14,000			14,000 (過疎債)		0	保健センターのエアコンの一部(3区画のうちの1区画)が故障により使用できないため、交換するもの。 ○対象エリア 事務室、研修室、調理室 ○工事内容 空調機(天井埋込型×3台)設置、 電源工事、既設エアコン撤去等
現計額	0			0		0	
補正額	14,000			14,000		0	
補正後	14,000			14,000		0	
9 医師確保支援事業補助金	△ 3,000					△ 3,000	町内医療機関が新たに医師を雇用した場合に助成を行うもので、事業費の確定に伴い不用額を減額するもの。 ○実績 R7 1人(常勤0、非常勤1) R6 3人(常勤1、非常勤2) R5 2人(常勤1、非常勤1)
現計額	4,000					4,000	
補正額	△ 3,000					△ 3,000	
補正後	1,000					1,000	
10 予防接種委託料	1,000					1,000	各医療機関に委託して実施している定期接種のうち、新型コロナワクチン、带状疱疹ワクチン等の接種者が当初の想定より増加する見込みであることから、不足が見込まれる分を補正するもの。 ○接種回数(見込み) 新型コロナワクチン 約760回→約1,125回(+48%) 带状疱疹ワクチン(1人1回又は2回接種) 約440回→約670回(+52%)
現計額	49,742					49,742	
補正額	1,000					1,000	
補正後	50,742					50,742	

歳 出		歳 入					付 記
補正額のうち主な項目	金 額	特 定 財 源				一般財源	
		国 庫 支出金	県 支 出 金	地方債	その他 (費目)		
11 プラント施設等修繕料	687					687	大子東部堆肥プラント堆肥発酵施設のターンテーブルについて、経年劣化により不具合が生じているため修繕するもの。 ○主な修繕内容
現計額	500					500	ターンテーブル外筒下部交換 2本
補正額	687					687	内筒用マル交換 2セット
補正後	1,187					1,187	ベアリング 2個
12 防災重点農業用ため池防災工事	495			495		0	愛宕町地内のため池（池ノ入下池）を廃止する工事において、想定よりも水田の地盤が緩く、重機の進入や材料の搬入ができないことから、地盤養生（敷鉄板）が必要となるため、予算を増額するもの。
現計額	23,100		11,550	11,500		50	
補正額	495		0	495		0	
補正後	23,595		11,550	11,995		50	
13 特殊詐欺対策電話機等購入費補助金	60					60	特殊詐欺対策電話機等購入費補助金について、当初の想定よりも申請件数が増える見込みであるため（30件→42件）増額するもの。 ○補助率 1/2(上限5千円) ○実績
現計額	150					150	R7 210千円(見込み)
補正額	60					60	R6 113千円
補正後	210					210	R5 120千円
14 松沼橋改築事業負担金	△ 74,663	△ 10,561		△ 64,100 (過疎債)		△ 2	久慈川緊急治水対策プロジェクトの一環として国がR2年度から進めている松沼橋の架替工事に係る町負担分で、R7年度に予定していた上部工に係る工事費の減額に伴い、本負担金についても減額となるもの。なお、上部工の完成が翌年度となる見込みであることから、本負担金の一部は翌年度に繰越すもの。
現計額	191,163	80,221		110,900		42	
補正額	△ 74,663	△ 10,561		△ 64,100		△ 2	
補正後	116,500	69,660		46,800		40	
15 道路改良工事	12,408	7,194		3,700 (過疎債)		1,514	頃藤地内にある町道5073号線については、現在、通学路として利用されているところ、トラック等も頻繁に通行していることから、安全確保ため早急に工事を実施するもの。
現計額	0	7,031		30,900		△ 37,931	○工事内容
補正額	12,408	7,194		3,700		1,514	U字溝設置(L=140.0m)、コンクリートブロック積等
補正後	12,408	14,225		34,600		△ 36,417	○延長 L=206.6m

歳 出		歳 入					付 記
補正額のうち主な項目	金 額	特 定 財 源				一般財源	
		国 庫 支出金	県 支 出 金	地方債	その他 (費目)		
16 水路整備工事	2,992			2,900 (過疎債)		92	中心市街地排水処理対策全体計画に基づく内水対策の一環で、整備が不十分な素掘りの水路について、雨天時の流下能力確保のために必要な工事を行うもの。 ○工事内容 掘削、整地、U字溝設置等 ○延長 L=70.0m
現計額	0			0		0	
補正額	2,992			2,900		92	
補正後	2,992			2,900		92	
17 フォレスパ大子管理運営業務委託料	5,176					5,176	フォレスパ大子管理運営業務委託料について、事業実績の精査により不足が見込まれる分を増額するもの。 ○主な増加要因 光熱水費の増 36,141千円→41,317千円(5,176千円)
現計額	109,280				35,400	73,880	
補正額	5,176				0	5,176	
補正後	114,456				35,400	79,056	
18 避難所環境改善推進事業 (備品購入費)	23,721	11,860				11,861	避難所生活環境の改善等を目的とした国の交付金を活用し、避難所で使用する簡易トイレ等を購入するもの。 ○地域未来交付金(地域防災緊急整備型) 補助率 1/2 ○簡易トイレ 48基×@366,300=17,582千円 パーティション付 60基×@ 42,900= 2,574千円 段ボールベッド 120床×@ 15,400= 1,848千円 エアベッド 120床×@ 14,300= 1,716千円
現計額	0	0				0	
補正額	23,721	11,860				11,861	
補正後	23,721	11,860				11,861	
19 町教育委員会派遣職員負担金	558					558	町の教育委員会に派遣されている職員(2人)について、人事院勧告に伴う給与の改定があったため、不足が見込まれる分を増額するもの。
現計額	18,413					18,413	
補正額	558					558	
補正後	18,971					18,971	
20 財政調整基金積立金	410,000					410,000	各種事業費の減額に伴い、不用が見込まれる分を積み立てるもの。 ○基金残高の見込み(積立後) 年度当初 1,509,759千円 取崩し △85,000千円 利子 2,748千円 積立 410,000千円 年度末 1,837,507千円
現計額	0					0	
補正額	410,000					410,000	
補正後	410,000					410,000	

歳 出		歳 入					付 記
補正額のうち主な項目	金 額	特 定 財 源				一般財源	
		国 庫 支出金	県 支 出 金	地方債	その他 (費目)		
21 減債基金積立金	16,623					16,623	R7年度に交付された普通交付税のうちR8年度及びR9年度の普通交付税の算定から控除される分（減額される分）について、国の方針に基づき、臨時財政対策債償還基金費として減債基金に積み立てるもの。 ○R8年度取崩し分 12,468千円 R9年度取崩し分 4,155千円
現計額	5,117					5,117	
補正額	16,623					16,623	
補正後	21,740					21,740	
22 森林環境譲与税基金積立金	9,710					9,710	森林環境譲与税の歳入全額を基金に積み立てるもので、譲与税額の確定見込みに伴い積立額を増額するもの。 ○森林環境譲与税額(歳入) R7 120,000千円(見込み) R6 108,210千円 R5 79,040千円
現計額	110,290					110,290	
補正額	9,710					9,710	
補正後	120,000					120,000	
23 公共施設整備基金積立金	4,285				4,285 (諸収入)	0	R7年8月に旧大子西中学校で発生した銅線盗難被害に係る建物災害共済金を公共施設整備基金に積み立てるもの。 ○事件発生日 R7年8月13日、18日、24日(3回) ○被害の概要 銅線ケーブルの切断及び盗難、 1階窓ガラス破壊等
現計額	65,561				0	65,561	
補正額	4,285				4,285	0	
補正後	69,846				4,285	65,561	
24 その他	△ 251,841	23,399	△ 18,575	△ 30,095	△ 9,776	△ 216,794	
現計額							
補正額	△ 251,841	23,399	△ 18,575	△ 30,095	△ 9,776	△ 216,794	
補正後	△ 251,841	23,399	△ 18,575	△ 30,095	△ 9,776	△ 216,794	
補正予算額	201,257	31,510	△ 18,224	△ 73,100	△ 5,491	266,562	
補正前の予算額	12,645,935	1,955,022	807,074	1,199,900	848,984	7,834,955	
補正後の予算総額	12,847,192	1,986,532	788,850	1,126,800	843,493	8,101,517	

(継続費補正)

変 更

款	項	補 正 前			補 正 後		
		事業名	年度	金額 千円	事業名	年度	金額 千円
7 土木費	4 都市計画費	用途地域・地区計画 変更業務	令和7年度	2,160	用途地域・地区計画 変更業務	令和7年度	2,070
			令和8年度	5,144		令和8年度	4,860

(繰越明許費補正)

追 加

事業名	全体金額	繰越金額	繰越理由
1 地域経済循環創造事業補助金	35,000 千円	35,000 千円	国補助金の交付決定の遅れに加え、受託事業者における外注先の確保の遅れ等により、年度内の事業完了が困難となったため 財源 国庫支出金、一般財源
2 マスコットキャラクター着ぐるみ制作業務	1,300 千円	1,300 千円	国補助金の交付決定の遅れに加え、受託事業者との調整に時間を要したことにより、年度内の事業完了が困難となったため 財源 国庫支出金、一般財源
3 戸籍附票システム改修業務	1,848 千円	1,848 千円	国の補正予算による事業であり、適正な予算執行の期間が確保できないため 財源 国庫支出金
4 コンビニ交付システム改修業務	1,078 千円	1,078 千円	国の補正予算による事業であり、適正な予算執行の期間が確保できないため 財源 国庫支出金
5 物価高騰対策生活支援給付金	270,809 千円	14,330 千円	振込先口座の把握等に時間を要し、年度内の事業完了が困難であるため 財源 国庫支出金
6 物価高対応子育て応援手当	24,071 千円	171 千円	3月末出生者等に係る支給手続が4月以降となる見込みであるため 財源 国庫支出金
7 保健センターエアコン更改工事	14,000 千円	14,000 千円	エアコンの故障により早期の対策が必要であることから3月補正予算に計上するもので、適正工期を確保できないため 財源 地方債

8 水道事業会計繰出金	21,300 千円	21,300 千円	水道事業会計において実施する老朽管布設替工事については、国の補正予算による事業であり、適正な予算執行の期間が確保できない見込みであるところ、当該補助裏の財源の1/2を一般会計出資債（一般会計からの繰出し）としているため 財源 地方債
9 道の駅北側敷地整備工事	14,000 千円	10,530 千円	国補助金を活用した事業であるが、当初要望が採択されず、追加募集の交付決定を待って事業を実施することから、適正な予算執行の期間が確保できないため 財源 国庫支出金、地方債、一般財源
10 松沼橋改築事業	116,500 千円	10,000 千円	部材や重機の搬入路の選定に係る調整に時間を要したことにより年度内の事業完了が困難となり、町が県に支払う負担金の一部についても支払い時期が翌年度となるため 財源 国庫支出金、地方債、一般財源
11 道路改良工事	12,408 千円	12,408 千円	対象路線が通学路として利用されていることから、迂回路の設定等をする必要があり、適正工期を確保できないため 財源 国庫支出金、地方債、一般財源
12 水路整備工事	2,992 千円	2,992 千円	対象となる水路が素掘りの状態で早期の対策が必要であることから3月補正予算に計上するもので、適正工期を確保できないため 財源 地方債、一般財源
13 茨城県防災情報通信設備更新負担金	27,600 千円	27,600 千円	県が実施する事業の進捗の遅れに伴い、町から県への負担金の支払い時期が翌年度となる見込みであるため 財源 地方債
14 避難所環境改善推進事業	23,721 千円	23,721 千円	国の補正予算による事業で、適正な予算執行の期間が確保できないため 財源 国庫支出金、一般財源

15 消防ポンプ車購入費	25,465 千円	25,465 千円	サイバーセキュリティ関連の法改正に対応したシャシの生産が遅れており、年度内の納車が見込めないため 財源 地方債、一般財源
16 道の駅調整池ポンプ設備修繕負担金	17,160 千円	17,160 千円	ポンプの接続等に係る工法の変更により不測の期間を要したため、年度内の事業完了が困難となったため 財源 一般財源

(地方債補正)

1 追加

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
一般会計出資債	21,300	普通貸借又は証券発行	年3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金及び地方公共団体金融機構については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。

2 変更

(単位：千円)

起債の目的	限度額		比較増減
	補正前	補正後	
過疎対策事業債 (うち変更のあったもの)	982,400	888,300	△ 94,100
防災・安全交付金事業	120,400	58,100	△ 62,300
道路メンテナンス事業	48,400	28,100	△ 20,300
消防施設整備事業	7,800	8,300	500
小中学校施設整備事業	45,400	42,400	△ 3,000
清掃運搬施設等整備事業	49,800	47,900	△ 1,900
観光施設整備事業	39,900	15,900	△ 24,000
保健センター整備事業	0	14,000	14,000
下水処理施設整備事業	0	2,900	2,900
緊急防災・減災事業債	71,200	70,700	△ 500
緊急自然災害防止対策事業債	77,100	77,300	200

補正後の地方債の予算額

1,126,800千円

(交付税算入見込額

755,179千円)

67.02%

○令和7年度大子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

【主な歳出】

（歳入歳出予算の補正）

（単位：千円）

歳 出		歳 入					付 記
補正額のうち主な項目	金 額	特 定 財 源				一般財源	
		国庫 支出金	県支 出 金	地方債	その他 (費目)		
1 調整交付金（結核・精神）申請に係る レセプト調査集計業務委託料	△ 1,452		△ 1,452			0	調整交付金（結核・精神）の申請に係るレセプト調査集計業務について、事業費の確定に伴い不用額（入札差金）を減額するもの。
現計額	2,541		2,541			0	
補正額	△ 1,452		△ 1,452			0	
補正後	1,089		1,089			0	
補 正 予 算 額	△ 1,452	0	△ 1,452	0	0	0	
補正前の予算額	2,278,425	1,150	1,701,769	0	254	575,252	
補正後の予算総額	2,276,973	1,150	1,700,317	0	254	575,252	

○令和7年度大子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

【主な歳出】

（歳入歳出予算の補正）

（単位：千円）

歳 出		歳 入					付 記
補正額のうち主な項目	金 額	特 定 財 源				一般財源	
		国庫 支出金	県支 出 金	地方債	その他 (費目)		
1 保険基盤安定納付金	△ 5,476					△ 5,476	R7年度茨城県後期高齢者医療保険基盤安定納付金の額が確定したことから、補正するもの。 ○保険基盤安定制度 低所得者層の保険料軽減分を公費で負担するもの。 負担割合 県3/4、町1/4
現計額	87,859					87,859	
補正額	△ 5,476					△ 5,476	
補正後	82,383					82,383	
補正予算額	△ 5,476	0	0	0	0	△ 5,476	
補正前の予算額	315,897	2,640	0	0	1,343	311,914	
補正後の予算総額	310,421	2,640	0	0	1,343	306,438	

○令和7年度大子町介護保険特別会計補正予算（第4号）

【主な歳出】

（歳入歳出予算の補正）

（単位：千円）

歳 出		歳 入					付 記
補正額のうち主な項目	金 額	特 定 財 源				一般財源	
		国 庫 支 出 金	県 支 出 金	地 方 債	そ の 他 (費目)		
1 居宅介護住宅改修費	976	282	122		263 (支払基金)	309	居宅介護住宅改修費について、当初の想定よりも給付費が4割程度増加する見込みであるため補正するもの。 ○実績 R7 3,385千円(見込み) R6 1,870千円 R5 2,071千円
現計額	2,409	699	301		650	759	
補正額	976	282	122		263	309	
補正後	3,385	981	423		913	1,068	
2 介護予防サービス給付費	6,081	1,763	760		1,642 (支払基金)	1,916	介護予防サービス給付費について、当初の想定よりも給付費が1割程度増加する見込みであるため補正するもの。 ○実績 R7 62,408千円(見込み) R6 53,288千円 R5 51,325千円
現計額	56,327	16,335	7,041		15,208	17,743	
補正額	6,081	1,763	760		1,642	1,916	
補正後	62,408	18,098	7,801		16,850	19,659	
3 介護予防サービス計画給付費	2,662	771	332		718 (支払基金)	841	介護予防サービス計画給付費について、当初の想定よりも給付費が3割程度増加する見込みであるため補正するもの。 ○実績 R7 10,310千円(見込み) R6 8,401千円 R5 7,596千円
現計額	7,648	2,218	956		2,065	2,409	
補正額	2,662	771	332		718	841	
補正後	10,310	2,988	1,288		2,783	3,251	
4 その他	△ 5,352	△ 1,098	△ 549	0	0	△ 3,705	在宅介護慰労金等
現計額							
補正額	△ 5,352	△ 1,098	△ 549	0	0	△ 3,705	
補正後	△ 5,352	△ 1,098	△ 549			△ 3,705	
補正予算額	4,367	1,718	665	0	2,623	△ 639	
補正前の予算額	2,686,176	639,417	367,888	0	632,880	1,045,991	
補正後の予算総額	2,690,543	641,135	368,553	0	635,503	1,045,352	

○令和7年度大子町介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）

【主な歳出】

（歳入歳出予算の補正）

（単位：千円）

歳 出		歳 入					付 記
補正額のうち主な項目	金 額	特 定 財 源				一般財源	
		国庫 支出金	県支 出 金	地方債	その他 (費目)		
1 介護予防サービス事業費	0				△ 200 (サービス収入)	200	<財源変更> 介護予防サービス計画給付費の実績見込みを精査した結果、不足が見込まれる分を一般会計から繰り入れるもの。 ○サービス収入の見込み 10,040千円→9,840千円(△200千円)
現計額	6,277				5,816	461	
補正額	0				△ 200	200	
補正後	6,277				5,616	661	
補正予算額	0	0	0	0	△ 200	200	
補正前の予算額	17,389	0	0	0	10,040	7,349	
補正後の予算総額	17,389	0	0	0	9,840	7,549	

○令和7年度大子町水道事業会計補正予算（第6号）

【主な歳出】

(収入支出予算の補正)

(単位：千円)

支 出		収 入					付 記
補正額のうち主な項目	金 額	特 定 財 源					
		国 庫 支出金	県 支 出 金	地方債	その他		
					(一般会計)	(料金収入等)	
収益的支出							
1 アセットマネジメント計画策定業務委託料	14,000	(5,333) <small>(資本的収入)</small>				8,667	老朽化した水道施設や管路を計画的に更新するため、R10年度の経営統合を見据え、国の交付金を活用し、アセットマネジメント（資産管理）計画を策定するもの。
現計額	0	0				0	
補正額	14,000	(5,333)				8,667	
補正後	14,000	(5,333)				8,667	
補正予算額	14,000	0	0	0	0	8,667	
補正前の予算額	546,478	0	450	0	36,393	509,635	
補正後の予算総額	560,478	0	450	0	36,393	518,302	

支 出		収 入					付 記
補正額のうち主な項目	金 額	特 定 財 源					
		国 庫 支出金	県 支 出 金	地方債	その他		
					(一般会計)	(料金収入等)	
資本的支出							
2 南田気橋配水管移設工事	△ 24,233	△ 22,030				△ 2,203	久慈川緊急治水対策プロジェクトの一環として国が実施予定であった南田気橋の移設工事の遅延に伴い、町が実施する配水管の移設についても次年度以降に延期することとなったため、減額するもの。
現計額	24,233	22,030				2,203	
補正額	△ 24,233	△ 22,030				△ 2,203	
補正後	0					0	
3 老朽管布設替工事	68,059	21,332		21,300	21,300	4,127	老朽化した配水管について、国の交付金を活用し、耐震性能の高いものに更新するもの。 ○防災・安全交付金 補助率1/3 ○左貫地区 φ100mm L=310m 27,249千円 生瀬地区 φ75mm L=290m 24,310千円 下野宮地区(生瀬給水区域) φ100mm L=100m 16,500千円
現計額	0	0		0	0	0	
補正額	68,059	21,332		21,300	21,300	4,127	
補正後	68,059	21,332		21,300	21,300	4,127	
4 その他	0	5,333	0	0	0	△ 5,333	<財源変更> 防災・安全交付金
現計額							
補正額	0	5,333	0	0	0	△ 5,333	
補正後	0	5,333				△ 5,333	
補正予算額	43,826	4,635	0	21,300	21,300	△ 3,409	
補正前の予算額	275,633	22,031	0	92,800	28,859	131,943	
補正後の予算総額	319,459	26,666	0	114,100	50,159	128,534	

(地方債補正)

変更

(単位：千円)

起債の目的	限度額		比較増減
	補正前	補正後	
上水道事業	92,800	114,100	21,300

令和8年度当初予算（案）のポイント

～日本一幸せなDAIGOづくり～

令和8年2月
大子町

「日本一幸せなDAIGOづくり」に向けた基本的方針

令和8年度の予算編成に当たっては、第7次大子町総合計画だご未来ビジョン2027が策定されたことから、大子町の目指す将来像「豊かな資源をつむぎ人々がゆたかに暮らし、訪れるまち 奥久慈に輝く日本一幸せなDAIGO」の実現に向け、社会情勢や環境等の変化に対応しながら、希望ある未来が描ける予算となるよう、重点施策の積極的な展開を図ります。

1 全体フレーム

一般会計の予算規模 12,300,000千円（前年度比 +6.3 %）
前年度 11,570,000千円

◆ 当初予算について

令和8年度の一般会計予算については、123億円を見込み、前年度比6.3%増となりました。
歳入については、町税が17億4,591万6千円（前年度比1.8%増）、地方交付税が41億5,000万円（前年度比3.8%増）、国庫支出金が16億5,678万6千円（前年度比17%増）、基金等繰入金を9億5,521万6千円（前年度比174.2%増）と見込みました。
なお、一般会計、特別会計及び企業会計を合わせた予算の総額については、181億5,184万円で、前年度当初予算額176億3,765万円に対し5億1,419万円、2.9%増となりました。

◆ 歳入のポイント 【事項、本年度予算額、前年度当初予算額、伸び率、以下同じ】

• 町税	1,745,916千円	(1,715,519)	+1.8 %
法人町民税：	74,938千円	(59,068)	+26.9%
法人町民税：企業の業績回復等による増額を見込む。			
固定資産税：	949,581千円	(930,330)	+2.1%
固定資産税：償却資産の増加に伴う増額を見込む。			
• 地方交付税	4,150,000千円	(4,000,000)	+3.8 %
地方財政計画等に基づいて試算し、前年度より増額を見込む。			
• 国庫支出金	1,656,786千円	(1,416,412)	+17.0 %
都市構造再編集中支援事業費補助金、地域未来交付金（地域未来推進型）等の増額を見込む。			
• 繰入金	955,216千円	(348,429)	+174.2 %
公共施設整備基金繰入れ、財政調整基金繰入れ等の増額を見込む。			
• 町債	1,136,900千円	(1,106,100)	+2.8 %
過疎対策事業債、緊急防災・減災事業債等の借入れの増額を見込む。			

◆ 歳出のポイント

• 物件費	2,811,354千円	(2,720,901)	+3.3 %
スクールバス運行、道の駅奥久慈だごWEST管理運営業務、中学生海外語学研修事業等の増額			
• 維持補修費	106,599千円	(81,236)	+31.2 %
橋りょう定期点検業務、道の駅奥久慈だごEAST内排水ポンプ場保守点検業務等の増額			
• 投資的経費	2,594,108千円	(2,152,750)	+20.5 %
観光交流施設整備、（仮称）まちなか防災スクウェア整備、町道2511号線舗装改良工事、コミュニティFM放送局整備等の増額			
• 積立金	162,058千円	(138,410)	+17.1 %
森林環境譲与税基金元金、財政調整基金利子の増額			
• 貸付金	26,460千円	(17,460)	+51.6 %
産婦人科医師修学資金の増額			

2 主要な施策

●：新規 ◎：拡充 ○：継続

【単位：千円】

Point 1 安全・安心快適なだいで

*あらゆる危機に強い安全・安心なまちづくり *住み続けられる、移り住みたくなる、美しく快適な生活環境づくり

○ 中心市街地管渠及び回遊散策路整備工事	67,999	○ 消費生活センター事業委託	7,537
○ し尿及び浄化槽汚泥収集運搬清掃業務委託	57,420	○ 斎場火葬棟待合室バリアフリー化事業	6,620
○ し尿処理施設点検整備業務委託	46,530	● 斎場火葬炉電気計装設備改修工事	4,580
○ 衛生センター運営管理業務委託	35,112	○ 火葬炉設備修繕工事	3,630
● 茨城消防救急無線・指令センター運営協議会 大規模更新	17,984	○ 蜂の巣駆除業務委託	3,100
○ 消防団小型動力ポンプ付積載車第7分団第4部(大生瀬)	17,400	○ 堆肥化施設維持管理業務委託	2,800
○ 施設修繕工事(環境センター施設修繕工事)	15,000	○ ゼロカーボン推進事業補助金	2,350
○ 消防団車庫建設工事第8分団第3部(仲沢)	14,674	● 斎場駐車場進入路車止め設置工事	2,300
○ し尿収集車購入費	13,500	◎ クマ対策関連事業	2,085
● 地域道路維持補修業務	12,650	● 災害対応ドローン整備	1,865
○ 塵芥車購入費	12,200	● 指導救命士養成研修	1,323

Point 2 健やかでやさしいだいで

*町民一人ひとりが生涯活躍し、幸せに暮らせるまちづくり *高齢者や障がい者が、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるまちづくり

◎ 予防接種	50,225	◎ 特定保健指導	770
● 産婦人科医師修学資金	9,000	● 高齢者補聴器購入費助成事業	400

Point 3 豊かでにぎわいあふれるだいで

*観光・交流人口の拡大と、観光・交流から移住へ *特色ある農林業の振興 *町の賑わいと活力の再生・創造

○ 森林環境譲与税活用事業	73,913	● 町営宿泊施設やみぞ大ホール空調改修工事	19,400
・高性能林業機械等修繕費支援事業	(15,000)	● 道の駅奥久慈だいでWEST看板設置業務	17,550
・森林境界保全図案図作成業務	(14,179)	● デジタル式プレミアム商品券発行事業	13,000
・林業従事者就業環境改善事業	(6,940)	● 道の駅奥久慈だいでWEST駐車場等警備業務	11,740
・木づかい店舗創出事業	(5,000)	● 大子町花火大会	9,000
等		● 果汁化施設整備改修実施設計業務委託料	8,600
● 道の駅奥久慈だいでWEST管理運営業務	52,826	● 道の駅奥久慈だいでWEST急速充電設備設置工事	8,475
● 観光交流施設施設用什器備品	41,800	● 道の駅奥久慈だいでWEST記念式典運営業務	8,074
● 観光交流施設モニター設置工事	36,000	● 地方創生SDGsフェスブース出展業務	5,030
● 観光交流施設造作家具設置工事	35,400	○ 飼料高騰支援事業補助金	4,850
● 中心市街地周辺駐車場整備工事	35,000	○ だいで美	3,200
● 旧土木事務所庁舎及び付属建物解体工事	27,000	● 猪ノ鼻峠ロードパークトイレ解体工事	3,000
○ アクティビティ施設等整備業務	20,400	● 御免沢源泉施設ポンプ改修工事	3,000

Point 4 明日を担う人を育むだいで

*結婚から妊娠・出産・子育てに至る切れ目のない支援 *明日を担う「人財」の育成 *生きがいに満ちたまちづくり

○ 学校給食費無料化	49,195	● 大子清流高校地域みらい留学学生寮運営	7,865
◎ 放課後児童クラブ事業	42,400	○ 大子清流高校への学校給食支援事業	7,508
● 中学生海外語学研修事業	37,557	◎ 部活動地域移行指導員	5,972
○ 大子清流高校魅力化事業	29,900	◎ プロスポーツ応援事業	2,720
◎ 特別支援教育支援員配置事業	23,199	○ 地域みらい留学負担金	1,815
● 文化福祉会館(1階)LED照明交換工事	11,900		

Point 5 未来への基盤が整っただいで

*災害に強く、賑わいのある、魅力ある市街地環境の整備 *公共交通の充実 *デジタル化の推進 *移住定住の推進

○ 観光交流施設建築工事	819,720	● 観光交流施設 災害遺構展示整備業務	4,900
○ (仮称)まちなか防災スクエア整備工事	728,535	○ 用途地域・地区計画変更業務	4,860
○ 耐震性貯水槽整備工事	53,757	● 公民館等工事請負費	3,160
● 観光交流施設 コミュニティFM放送局整備業務	37,400	● 教育情報セキュリティポリシー策定業務	3,000
● 北田気第二住宅外壁塗装工事	20,000	● だいで小学校昇降口改修工事	2,700
● 大子中学校屋内運動場空調設備設計業務	13,300	● 学習系ネットワーク管理サーバ更改業務	2,519
● 観光交流施設 コミュニティFM放送局通信設備整備業務	7,300	● 大子中学校駐車場整備工事	2,485
● 各小学校消防用設備改修工事	5,661	● 薬品等廃棄業務	2,200
● 行政情報ネットワークシステム更新業務	5,280	● 納税通知書等の電子化に伴う導入支援	1,980

Point 6 みんなでつくるだいで

*教育機関等との連携、国際交流の推進 *町民等の自主的な活動への支援 *町民、町民団体、民間企業等との協働

○ ふるさと大子応援寄附金事業	52,830	○ 未来へつなぐプロジェクト	5,400
◎ 地域おこし協力隊事業	9,067	○ 大子町文化活動事業補助金	500

令和8年度大子町予算(案)の概要

1 一般会計

(単位：千円、%)

歳		入				
款	新年度	前年度当初	比較	構成比	伸び率	
1 町 税	1,745,916	1,715,519	30,397	14.2	1.8	
2 地 方 譲 与 税	227,548	223,290	4,258	1.8	1.9	
3 利 子 割 交 付 金	3,408	1,251	2,157	0.0	172.4	
4 配 当 割 交 付 金	12,578	8,731	3,847	0.1	44.1	
5 株式等譲渡所得割交付金	15,654	14,062	1,592	0.1	11.3	
6 法 人 事 業 税 交 付 金	38,000	38,642	△642	0.3	△ 1.7	
7 地 方 消 費 税 交 付 金	437,907	401,294	36,613	3.6	9.1	
8 ゴルフ場利用税交付金	5,000	6,000	△1,000	0.0	△ 16.7	
9 環 境 性 能 割 交 付 金	1	12,000	△11,999	0.0	△ 100.0	
10 地 方 特 例 交 付 金	26,520	4,400	22,120	0.2	502.7	
11 地 方 交 付 税	4,150,000	4,000,000	150,000	33.7	3.8	
12 交通安全対策特別交付金	1,200	1,200	0	0.0	0.0	
13 分 担 金 及 び 負 担 金	19,569	20,589	△1,020	0.2	△ 5.0	
14 使 用 料 及 び 手 数 料	547,164	536,546	10,618	4.4	2.0	
15 国 庫 支 出 金	1,656,786	1,416,412	240,374	13.5	17.0	
16 県 支 出 金	591,164	618,965	△27,801	4.8	△ 4.5	
17 財 産 収 入	67,816	52,799	15,017	0.6	28.4	
18 寄 附 金	105,897	88,397	17,500	0.9	19.8	
19 繰 入 金	955,216	348,429	606,787	7.8	174.2	
20 繰 越 金	425,669	850,692	△425,023	3.5	△ 50.0	
21 諸 収 入	130,087	104,681	25,406	1.1	24.3	
22 町 債	1,136,900	1,106,100	30,800	9.2	2.8	
歳 入 合 計	12,300,000	11,570,000	730,000	100.0	6.3	

一 般 会 計

(単位：千円、%)

歳		出				
款	新 年 度	前年度当初	比 較	構成比	伸 び 率	
1 議 会 費	108,895	110,590	△1,695	0.9	△ 1.5	
2 総 務 費	2,526,091	2,255,935	270,156	20.5	12.0	
3 民 生 費	2,542,860	2,529,365	13,495	20.7	0.5	
4 衛 生 費	963,615	925,016	38,599	7.8	4.2	
5 農 林 水 産 業 費	504,804	535,708	△30,904	4.1	△ 5.8	
6 商 工 費	1,553,756	1,049,772	503,984	12.6	48.0	
7 土 木 費	995,795	1,202,673	△206,878	8.1	△ 17.2	
8 消 防 費	596,779	574,792	21,987	4.9	3.8	
9 教 育 費	1,027,825	1,027,595	230	8.4	0.0	
10 災 害 復 旧 費	5	5	0	0.0	0.0	
11 公 債 費	1,297,517	1,200,139	97,378	10.5	8.1	
12 諸 支 出 金	162,058	138,410	23,648	1.3	17.1	
13 予 備 費	20,000	20,000	0	0.2	0.0	
歳 出 合 計	12,300,000	11,570,000	730,000	100.0	6.3	

【 主 な 性 質 別 経 費 の 比 較 】

一 般 会 計

(単位：千円、%)

区 分	新 年 度			前 年 度 当 初			比 較	
	予 算 額	構 成 比	伸 び 率	予 算 額	構 成 比	伸 び 率	予 算 額	構 成 比
1 人 件 費	2,419,262	19.7	2.2	2,366,255	20.4	4.2	53,007	ポイント △ 0.7
2 物 件 費	2,811,354	22.9	3.3	2,720,901	23.5	5.2	90,453	△ 0.6
3 扶 助 費	1,204,203	9.8	7.4	1,120,914	9.7	7.4	83,289	0.1
4 補 助 費 等	977,948	7.9	△ 1.3	991,316	8.6	1.2	△ 13,368	△ 0.7
5 投 資 的 経 費	2,594,108	21.1	20.5	2,152,750	18.6	68.1	441,358	2.5
6 公 債 費	1,297,517	10.5	8.1	1,200,139	10.4	2.9	97,378	0.1
7 繰 出 金	680,491	5.5	△ 10.5	760,619	6.6	△ 3.9	△ 80,128	△ 1.1
8 その他の経費	315,117	2.6	22.6	257,106	2.2	12.3	58,011	0.4
計	12,300,000	100.0	6.3	11,570,000	100.0	11.8	730,000	—

- 人 件 費 一般職員・町長・副町長・教育長の給与、議員・特別職の報酬
- 物 件 費 役場・学校などの消耗品費や光熱水費、備品購入費、電算事務などの委託料等
- 扶 助 費 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法などにより被扶助者に支給される費用と町が行っている各種扶助の支出
- 補 助 費 等 町が構成員となっている団体への負担金・補助金や町内の各種団体（芸術文化・スポーツなど）や振興育成事業への補助金など
- 投 資 的 経 費 道路、橋、公園、学校などの公共施設の新設・整備や災害復旧事業高額(100万円以上)の備品購入に要する経費
- 公 債 費 町が発行した地方債(借金)の毎年度生ずる元利償還金と一時借入金の利子
- 繰 出 金 特別会計への運転資金、事務費、赤字補てんなどの繰り出し
- そ の 他 の 経 費 維持補修費、予備費、積立金、投資及び出資金、貸付金

2 特別会計

(単位：千円、%)

会計別	新年度	前年度当初	比較	伸び率
国民健康保険事業特別会計	2,254,000	2,283,000	△ 29,000	△ 1.3
後期高齢者医療特別会計	349,500	314,300	35,200	11.2
介護保険特別会計	2,372,500	2,530,100	△ 157,600	△ 6.2
介護サービス事業特別会計	18,200	14,900	3,300	22.1
小計	4,994,200	5,142,300	△ 148,100	△ 2.9

3 企業会計

(単位：千円、%)

会計別	新年度	前年度当初	比較	伸び率
浄化槽整備事業会計 (収益的支出＋資本的支出)	159,207	149,563	9,644	6.4
収益的収入	82,482	78,231	4,251	5.4
収益的支出	85,176	80,025	5,151	6.4
資本的収入	61,844	58,033	3,811	6.6
資本的支出	74,031	69,538	4,493	6.5

(単位：千円、%)

会計別	新年度	前年度当初	比較	伸び率
水道事業会計 (収益的支出＋資本的支出)	698,433	775,787	△77,354	△ 10.0
収益的収入	434,238	444,106	△9,868	△ 2.2
収益的支出	551,673	533,797	17,876	3.3
資本的収入	38,143	54,581	△16,438	△ 30.1
資本的支出	146,760	241,990	△95,230	△ 39.4

4 合計

(単位：千円、%)

会計別	新年度	前年度当初	比較	伸び率
全会計	18,151,840	17,637,650	514,190	2.9

5 町債及び企業債の年度末現在高見込み

(単位：千円，%)

会 計 別	R7 年 度 末 ①	R8 年 度 中 起 債 見 込 額 ②	R8 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額 ③	R8 年 度 末 現 在 高 見 込 額 ④	比 較 (④-①) ⑤	伸 び 率 (⑤/①×100)
一 般 会 計	10,590,628	1,136,900	1,223,802	10,503,726	△ 86,902	△ 0.8
浄 化 槽 整 備 事 業 会 計	250,698	8,600	19,652	239,646	△ 11,052	△ 4.4
水 道 事 業 会 計	1,161,994	73,600	77,715	1,157,879	△ 4,115	△ 0.4
小 計	12,003,320	1,219,100	1,321,169	11,901,251	△ 102,069	△ 0.9